～ 申請から補助金交付までの流れ ～

申請者　（１）産業経済課に富士見市住宅改修工事補助金交付申請書（様式１号）、事業計画書（様式第２号）、収支予算書（様式第３号）及び添付書類を提出

※交付決定の前に工事を行った場合は対象外。

↓

産業経済課（２）申請受付後、内容を確認し富士見市住宅改修工事補助金交付決定通知書（様式８号）を送付

↓

申請者　（３）補助金交付決定通知書が届いた後、工事着工

↓

申請者　（４）**工事内容（工事額）の変更または中止が生じた場合**は、変更した箇所が分かるよう、工事見積書等を添付し、富士見市住宅改修工事補助金変更承認申請書（様式第４号）または富士見市住宅改修工事補助金中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を提出してください。
工事の変更内容を確認後、通知書を送付いたします。
（※補助金交付決定額の変更が伴う場合は原則必要となります）

↓

申請者　（５）工事及び工事費の支払が完了後、実績報告書及び必要書類を提出

※実績報告は工事終了後すみやかにご提出ください
最終締め切りは申請年度の３月３１日までです。

↓

産業経済課（６）実績報告書の内容を確認し、富士見市住宅改修工事補助金確定通知書（様式１２号）を送付

↓

申請者　（７）富士見市住宅改修工事補助金交付請求書（様式第１３号）を産業経済課に提出

【 申請に必要な書類 】

① 富士見市住宅改修工事補助金交付申請書（様式第１号）
　事業計画書（様式第２号）
　収支予算書（様式第３号）
② 工事費の見積書の写し
③ 補助対象工事を行う住宅の現況及び工事施工予定箇所の写真（日付け入り）
④ 工事箇所の図面（内装工事は見取り図・外装工事は立面図）
⑤ 建築確認済証の写し（必要な場合のみ）

【 実績報告に必要な書類 】

① 補助金実績報告書（様式第９号）
　事業報告書（様式第１０号）
　収支決算書（様式第１１号）
② 工事費の領収書の写し
③ 改修後の現場写真
④ 委任状（本人以外の場合）
　※申請時に提出済の場合は不要

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS